

壇の越遺跡

平成18年度発掘調査 第2回現地説明会資料



SB5200門跡と材木塀跡、SB5202建物跡
(南から 奥は東山宮衙遺跡 モデルは賀美石小学校の皆さん)

平成18年10月28日(土) 午前10時30分～

加美町教育委員会
宮城県教育委員会



第1図 壇の越遺跡の方格地割と平成18年度調査区



第2図 方格地割と東山官衙正面の区画

1. はじめに

壇の越遺跡は、奈良・平安時代の陸奥国府・多賀城から北西約35kmの加美町鳥嶋・鳥屋ヶ崎にあります。遺跡の北、20mほど高い台地の上には東山官衙遺跡（以下、東山遺跡と書きます）があります。東山遺跡は、東西約300m、南北約250mの範囲が築地塀で囲まれ、内部は役人が政務や儀式を行った政庁、当時の税の一つであった米を収納した倉庫が整然と並んだ正倉、給食施設である厨家などの施設が整然と並んでおり、陸奥国賀美郡の郡家（郡役所）跡として国の史跡に指定されています。また、最近の調査では、奈良時代後半（8世紀後葉）以降新たに外郭施設が設けられ、隣接する壇の越・早風遺跡などを含めた東西1.2km、南北1.4km以上の広大な範囲をその内部に取り込んでいることがわかりました。このため、東山遺跡は単なる郡家跡ではなく、軍事的な機能を併せ持つ城柵跡であった可能性が指摘されています。

壇の越遺跡は東山遺跡の南前面に位置しており、平成8年度から加美町教育委員会と宮城県教育委員会によって発掘調査が行われています。その結果、遺跡の範囲は東西2.0km、南北1.5kmに及ぶ広大なものであること、遺構や遺物の内容が奈良・平安時代の一般的な集落とは異なることから、東山遺跡と密接な関係を持っていたことがわかりました。

本遺跡の特徴は、東西・南北の直線道路が約110m（1町）間隔で設けられ、広大な土地が碁盤目状に区画されていることです（これを方格地割といいます）。方格地割は奈良の平城京、京都の平安京といった都や多賀城、大宰府（福岡県）、斎宮（三重県）など地方の主要都市で確認されていますが、数は少なく、とくに国府より下の官衙（＝役所）跡で見ついている例はありません。こうしたことから、壇の越遺跡は考古学のみならず古代史や古代交通の分野からも注目されており、全国的にも貴重な遺跡といえます。

2. 確認調査の目的

平成18年度は、県営ほ場整備事業と県道改良工事に伴って遺跡が壊される、約9,800㎡について発掘調査を実施し、奈良時代中頃から平安時代中頃の遺構や遺物を発見しました。

東山遺跡の南西に隣接する66・67区の調査では、南1道路がなく西1道路も南2道路より北に延びないこと、南2道路の北に接して太さが25cmほどの柱を立て並べた材木塀と幅4mの大溝が東西57m以上続くことがわかりました。このため、東山遺跡の正面で南2道路より北の区域は、南北大路を除いて道路がつくられず、広い範囲を材木塀や大溝で囲まれていた可能性が高まりました。そこで、関係各課と協議を行い、地元の皆さんの協力を得て確認調査を実施することとなりました。

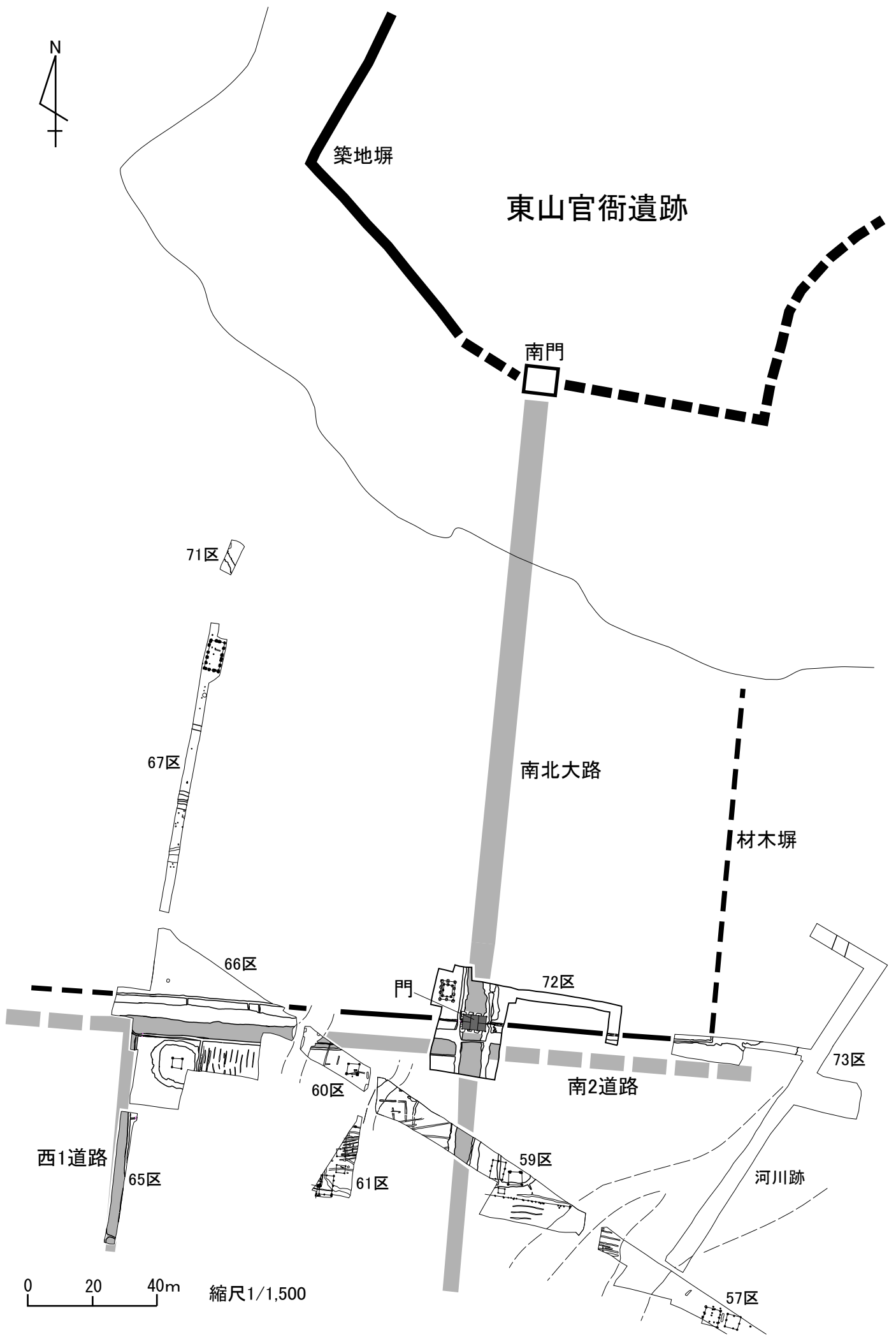
調査の目的は、1) 材木塀・大溝と南北大路との交点を発掘し、これらの関係を確認する、2) 材木塀・大溝で囲まれる区域の東辺を確認することの2点です。

3. 発掘調査成果の概要

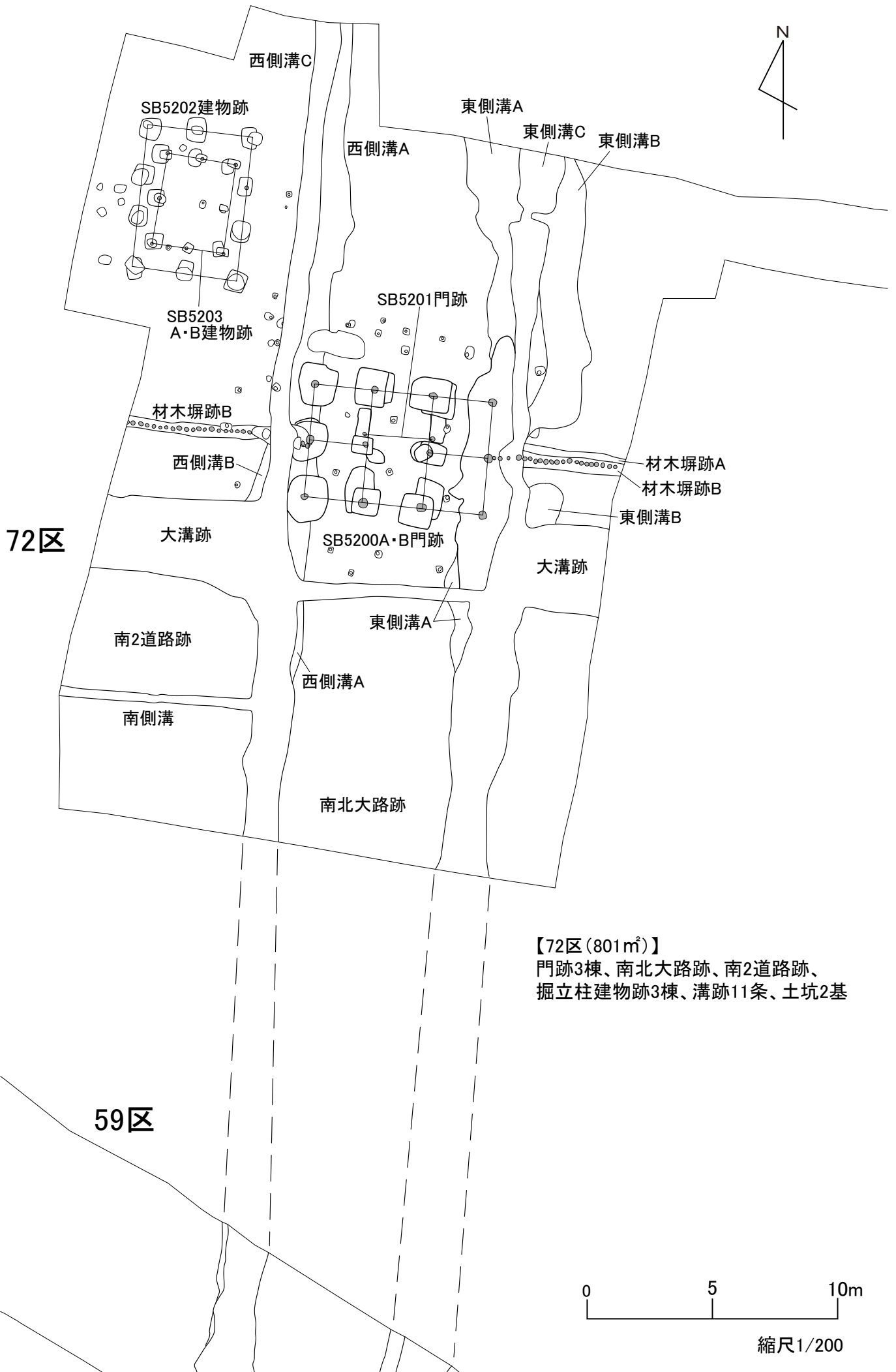
【72・73区】

南北大路と材木塀の交点、南2道路に面する場所で門跡を発見しました。門は、S B 52 01 S B 5200A S B 5200B という3時期の変遷があります。また、S B 5200門の棟通りに材木塀が取り付くことから、両者は同時に機能していたと考えられます。

門の構造は、S B 5201が棟門もしくは四脚門と考えられます。S B 5200は中央に扉の付く3間1戸の門ですが、扉両脇の柱間寸法が桁行・梁間とも2.3mと同じであることから、平屋の八脚門、もしくは2階建ての楼門と考えられます（註1）。



第3図 東山官衙遺跡と門跡・材木塀跡位置図



第4図 72区遺構配置図

体となって機能していたと考えられます。また、その外周施設の規模や構成、門のあり方は城柵の外郭区画施設と共通します。東山遺跡は郡家跡といった政治的な施設にとどまらず、軍事的な拠点でもある城柵跡であった可能性が指摘されていましたが、今回の「郭」の発見はこうした考えを補強するものといえます（註3）。

壇の越の方格地割は、東山遺跡の創建と同じく8世紀中葉頃全体がほぼ一斉に碁盤目状につくられました。これは、地方における方格地割の整備としては、全国的にみても古い例のひとつといえます。東山・壇の越がつくられた奈良時代の前半は、律令国家にとって大崎地方は太平洋側における最北端の地でした。このような辺境の地に、最先端の都市設計に基づく整然とした街がつくられたのです。今回の発掘成果は城柵・官衙の研究、古代都市研究だけでなく、律令国家による辺境支配の実態を考える上でも非常に貴重な発見となりました。

（註3） 今回発見した郭は、東山遺跡の南に位置することから「南郭」と呼ぶことができます。奈良時代後半につくられた城柵は、それまでの政庁を外郭が囲む構造から政庁を内郭と外郭が二重に囲む「三重構造」へと変化することが指摘されています。東山に南郭が存在することは、三重構造の城柵が奈良時代前半には出現したことを示すものといえるでしょう。

【地割末端部の様子】

72・73区の確認調査のほか、方格地割南東部にあたる69・70区の発掘調査も行いました。69区で東3南北道路跡を発見しました。70区では、掘立柱建物跡9棟、竪穴住居跡5軒、土橋をともなう区画溝跡1条や河川跡などを発見しました。掘立柱建物跡は桁行が3間以下であり、いずれも小型です。

東3道路の東側は、昨年度と本年度の調査で南4・5・6南北道路跡やそれらと方向を揃えた建物跡・住居跡などを確認しています。このため、東山官衙前面にひろがる平坦部は東端まで方格地割が施行されていることがわかりました。また、南5道路以南から南8道路以北の区域は、東4道路がつくられていた可能性があります。

70区で発見した掘立柱建物跡9棟は、いずれも桁行が3間以下です。地割末端部は大路沿いの区画と較べて小型建物が多く、建物全体に占める竪穴住居の割合が高くなります。

4. 今後の課題

東山遺跡の正面で南2道路より北の区域は、南北大路のほかに道路が設けられず、東西185m以上の範囲が材木堀と大溝で囲まれており、大路には格式の高い門が設けられていたことがわかりました。「郭」と呼んだこの区域は、方格地割の他の区画と異なり、丘陵上の東山遺跡と一体となって機能していたと考えられます。

今後は、1) 郭の西辺を確定する、2) 門など外周施設に取付く施設を確認する、3) 郭内部の施設構成を明らかにする、4) 遺物などから施設の年代を考える、などの点をふまえた上で、5) 丘陵上とふもとの郭、両者の施設が各時期どのような構成をとり、それぞれが果たした役割について検討する必要があります。

こうした点を明らかにするためには、地権者をはじめとする地元の皆さんや関係各所・各課の理解や協力が不可欠です。これまでの発掘調査に対するご配慮に感謝するとともに、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

S B 5200門跡の内部や周囲には、小さな柱穴が認められます。これらは、門をつくる際の足場を組んだ柱穴と考えられます。

材木堀跡は、S B 5200門跡の東西で発見しました。西（S A 5020）は107m以上つづき、東（S A 5155）は71mの地点で北へ折れています。堀は径25cmほどの柱を密接して立て並べており、当時の高さは3～4mと推定されます（註2）。今回発見した堀の東西長は178mですので、この部分だけで710本を超える柱が使用されました。また、柱は割った木材を丸く整形したものが大部分で、丸太をそのまま用いるものが少ないことがわかりました。残りの良い柱は、長さが80cmほどあり、その先端は尖っています。このため、堀は、柱を溝状の掘方内部に打ち込んだのち掘方を埋め戻し、地表部分は横材をわたして、それに柱を縛り付けて固定したと考えられます。

南北大路の側溝は、南2道路を横断しています。門と対応して3時期（A B C）の変遷が認められますが、1期目は東西で幅や深さが異なります。

材木堀とセットとなる幅4m、深さ1mの大溝は、南北大路の側溝とT字形に接続します。門の前は幅0.8m、深さ0.4mの溝が東西の大溝を結んでいます。

門を内側（＝東山遺跡側）に入った左手で、S B 5202・5203建物跡を発見しました。S B 5202は3×2間、S B 5203は2×2間の小型の建物跡で、門番の詰所と考えられます。南北大路C期西側溝跡の底面から木簡が出土しました。破片であり、全体の形はわかりませんが、5文字認められます。2種類の文字しか書かれていないことから、官人などが文字を練習した習書とみられます。

（註1）S B 5200門跡は、扉の付く中央間の柱穴が他と較べて小さく、しかも浅いことから楼門の可能性が高いといえます。その構造は、今後現存する門や他の発掘調査例との比較を行って決めたいと思います。

（註2）材木堀は、柱の直径が25cmあり、その根元は60cm埋まっていたことから相当の高さがあったと考えられます。秋田県弘田柵跡では、倒壊して埋没した外柵の角材が出土しており、地上高は3～3.6mと考えられています。このことから、今回検出した材木堀の高さは3～4mと推定しました。

3.まとめ

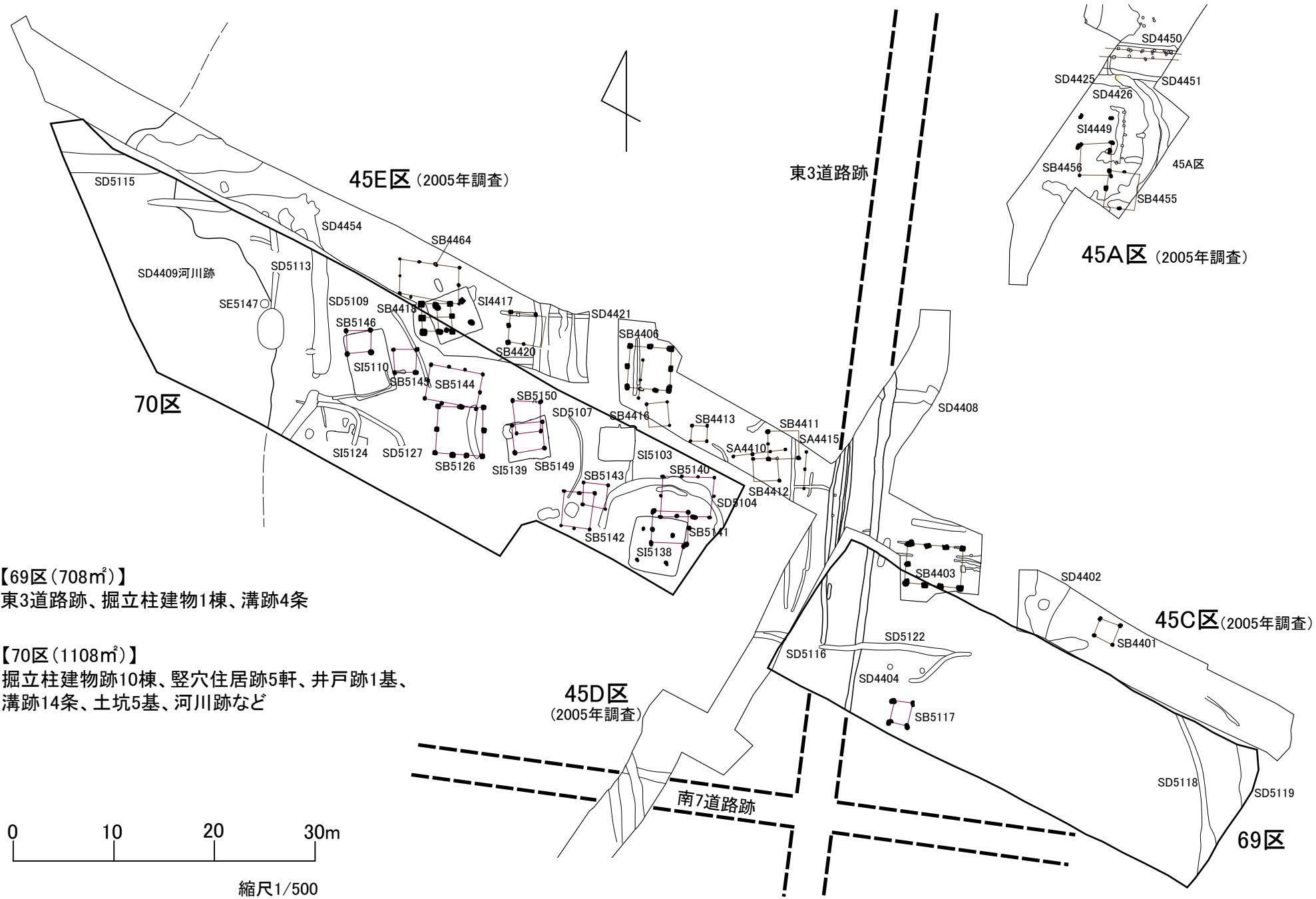
【南2道路以北】

西1道路は南2道路にT字形に接続し、その北に延びないことを確認しました。67区の調査では南1道路が認められなかったことから、東山遺跡の正面にあたる区域は、南北大路を除いて道路がつくられなかったと考えられます。

南2道路は幅が6mあり、他の東西道路より広く、南北大路と同規模です。南2道路は、北の材木堀と大溝で囲まれた特別な区域と、南の110mごとに道路が設けられた区画との間に位置することから、壇の越遺跡の方格地割の中でも基幹的な役割を果たした道路と考えられます。

南北大路に設けられた3間1戸の門は、柱間寸法から平屋の八脚門、もしくは2階建ての楼門とみられます。3間1戸の門は、地方の官衙や城柵に設けられた門の中でも正門などに用いられており、非常に格式が高いといえます。

南2道路の北、東山官衙の正面には広い範囲を材木堀と大溝で囲まれた区域（以下、郭と呼びます）があり、南北大路との交点には、門が設けられました。その南辺は、門の西が107m以上、東は71mあり、東辺は東山遺跡の外郭南東隅へ向けて延びていきます。郭は東山遺跡の正面に位置すること、東辺がその外郭南東隅へ延びることから、東山と一



【69区 (708m²)】
 東3道路跡、掘立柱建物1棟、溝跡4条

【70区 (1108m²)】
 掘立柱建物跡10棟、竪穴住居跡5軒、井戸跡1基、
 溝跡14条、土坑5基、河川跡など

第5図 69・70区遺構配置図



S B5200 A・B門跡（南から）



72区全景（南西から） 中央がS B5200



S B5200門跡北西隅柱穴（柱は直径30cm、長さ120cmあります）



【参考資料】楼門（多賀城跡政庁南門）



【参考資料】八脚門（志波城跡政庁南門）



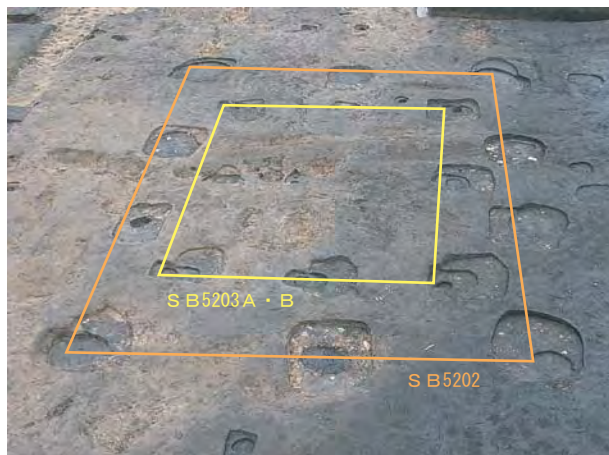
東山官衙遺跡正面の区画施設と道路の状況（南西から）



材木塀跡（66区S A5020 先端が尖っています）



材木塀の柱（直径は25cm、長さが80cmあります）



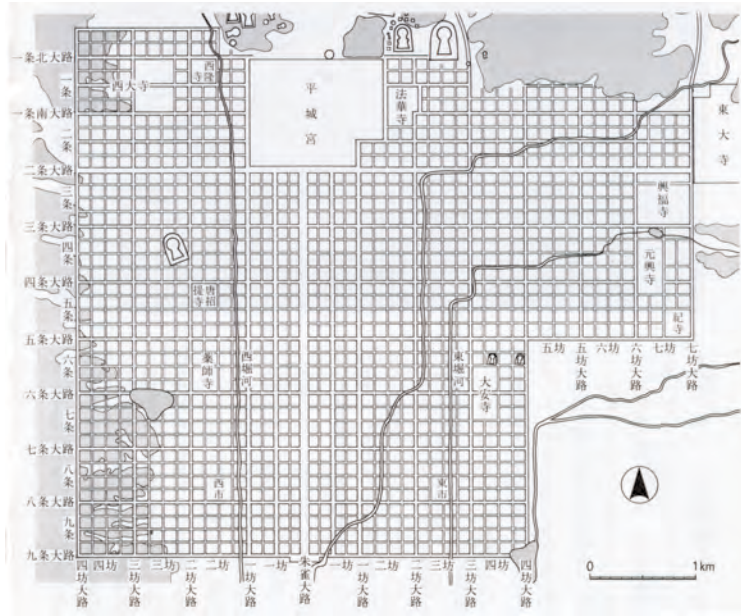
S B5202・5203建物跡（北から）



木簡の出土状況（南北大路C期西側溝跡）

陸奥国賀美郡、色麻郡に関する古代史年表

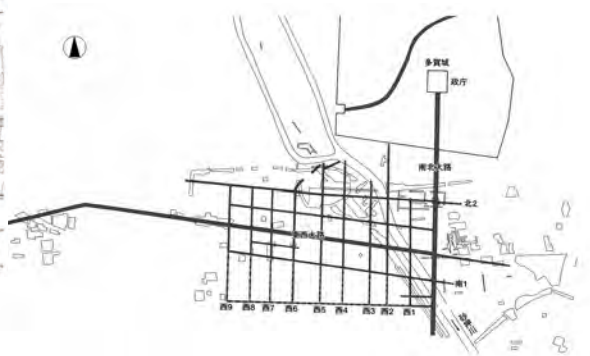
西暦	和 暦	記 事	国内のできごと
720	養老 4	蝦夷の反乱により、按察使上毛野広人が殺される	(710) 都を平城京に移す
724	神亀 1	(3.25) 海道の蝦夷の反乱により、陸奥大掾佐伯児屋麻呂が殺される	(712) 出羽国を置く (724) この年、大野東人が多賀城を造営する
737	天平 9	(1.21) 陸奥国から雄勝村を経て出羽柵へ向かう連絡路を開くため、持節大使藤原麻呂らを派遣する (2.19) 藤原麻呂らが多賀柵に到着する。田夷や帰服した狄を派遣して夷狄の動揺を鎮め、また、玉造など5柵を官人と騎兵に守らせる (4.1) 大野東人の軍が陸奥国色麻柵から出羽国大室塞に到着し、出羽守田辺難波の軍と合流する (4.11) 大野東人が多賀柵に帰還し、遠征の成果と比羅保許山から先に進まず戻った事情を報告する ～文中に賀美郡が登場する 賀美郡家 = 東山官衙遺跡を指す 陸奥軍の兵・労働者の数は5944人～ (4.14) 藤原麻呂が大野東人の報告を受けて、陸奥・出羽連絡路敷設の経過を奏上する ～文中に色麻柵、賀美郡が登場する～	(733) 出羽柵を秋田村高清水岡に移す (741) 聖武天皇が国分寺・国分尼寺の造営を発願する
742	天平 14	陸奥国黒川以北の十一郡において、赤い雪が降る	(743) 墾田永世私財法が發布される
752	天平勝宝 4	陸奥国多賀郡以北は、調庸として黄金を納めることとする	(752) 東大寺大仏の開眼供養が行われる
759	天平宝字 3	出羽国に雄勝・平鹿郡と、玉野・遊翼・平戈・横河・雄勝・助河駅を、陸奥国に嶺基駅を設置する	(764) 恵美押勝の乱が起きる
769	神護景雲 3	陸奥国大國造道嶋嶋足の申請により、陸奥国諸郡の豪族が氏姓を賜わる ～賀美郡人丈部国益らは阿倍陸奥臣を賜わる～	
770	神護景雲 4	陸奥国黒川・賀美等一十郡の俘囚3920人が、公民となることを願い出る	(770) 弓削道鏡が失脚する
774	宝亀 5	陸奥国の海道蝦夷が桃生城を攻撃し、西郭を破る	
780	宝亀 11	(3.22) 陸奥国上治郡大領伊治公皆麻呂が、伊治城で按察使紀広純を殺害し、多賀城に放火する (12.10) 征東使が兵を発して柳沢ら5箇所の蝦夷の要害を遮断したとの報告を受け、さらに出羽国大室塞などの警備を命じる ～柳沢は宮崎字柳沢を指すとみられる～	(783) 出羽国雄勝、平鹿2郡が蝦夷に攻められる (784) 都を長岡京に移す
789	延暦 8	陸奥国の軍士の田祖・課役を免除し、黒川以北の十郡についてはさらに課役の免除を延長する	(794) 都を平安京に移す
799	延暦 18	陸奥国富田郡を色麻郡に、讃馬郡を新田郡に、登米郡を小田郡に併合する	
815	弘仁 6	陸奥国司の申請により、鎮兵を停止するかわりに兵士を2000人から6000人に増員し、健士2000人を置いて、胆沢城・玉造塞・多賀城を交替で守らせることとする	
837	承和 4	昨年春より百姓の妖言に奥邑の住民が動揺し、住民が逃亡する。また、栗原・賀美両郡の百姓多く逃亡する。さらに栗原・桃生以北の俘囚が反復して定まらない、といった陸奥北部の不穏な情勢に対処するため、1000人の援兵を動員する	(830) 出羽国に大地震が起こる
848	承和 15	陸奥国色麻郡少領外正七位上勲八等陸奥臣千継らに阿倍陸奥臣の性を賜う	(842) 承和の変
866	貞観 8	鹿嶋神宮司に、陸奥国内にある苗裔神38社への奉幣のため、関を出入りすることを許す 色麻郡3(社)	(858) 藤原良房が摂政となる (869) 陸奥国に大地震が起こり、多賀城が倒壊し、津波が城下まで押し寄せる (878) 出羽国の俘夷が反乱を起こす (888) 藤原基経が関白となる (894) 遣唐使の派遣を中止する
905	延喜 5 (着手)	陸奥国の100座、出羽国の9座を、2月の祈年祭の際に国司が祭料を奉幣する神社と定める 賀美郡2座 飯豊神社 賀美石神社 色麻郡1座 伊達神社 陸奥国を大國・遠國、出羽国を上國・遠國、陸奥・出羽・佐渡国を辺要國と定める 陸奥国の郡名 ...黒川、賀美、色麻、玉造... 陸奥・出羽国などの駅馬・伝馬の数を駅毎に定める ...黒川・色麻・玉造...各5疋	(901) 菅原道真が大宰府に左遷される (915-930頃) 灰白色火山灰が降る
931	承平年間	陸奥国諸郡の郷名が記される	(934) 陸奥国分寺七重塔が雷火で焼ける (935) 承平・天慶の乱
~		賀美郡 川島 磐瀬 余戸	(939) 出羽国で俘囚が反乱を起こす
938		色麻郡 相模 安蘇 色麻 余戸 駅家	



平城京跡 (奈良県)



齋宮跡 (三重県)



山王・市川橋遺跡 (宮城県)



壇の越遺跡

各地の方格地割
(縮尺：不同)